

人生の 仕舞い方



よりこ
武藤頼胡の

年末から続いている生前贈与について説明します。そもそも教育資金（学校や塾の費用）は、贈与に当たりません。私の世代（47歳）の子どもの多くがお金のかかる年齢になるので、そういう援助をしていたただけるのであれば、本当に助かります。

教育資金は、毎年かかった分だけを援助するだけではなく、一括して渡す制度もあり

教育資金の援助

一括して渡す制度も

ます。この制度は2019年3月31日までとなっており、内容は受け取る人1人につき1500万円（うち学校等以外のものについては500万円）までは非課税になるという内容です。

一括で渡すと何が良いかという点、主に病気や認知症などに備えて贈与ができるという

ることです。13年4月1日の制度開始から契約数が右肩上がりに伸びていて「孫（子）の教育資金に役立てたい！」と思われている方がいかに多いかということが分かります。

使う場合には、要件もあります。渡す人は祖父母や親で、受け取る人は30歳未満の孫や子です。

学費以外にも通学定期代、留学渡航費、塾、習い事なども500万円まで大丈夫です。

合計額が1500万円なので、父から300万円、おじいちゃんから200万円、お

ばあちゃんから500万円、母から300万円贈与を行ったとして、合計で1300万円なので、贈与税は掛かりません。使う場合は、先に所轄税務署にこの制度を使うにあたっての書類提出が必要で

す。この制度は、金融機関を通して行わなければならないので、「信託銀行」で聞いてみるのも良いと思います。自身が身に付ける「学問」の援助、使いがいがありますね。

（終活カウンセラー協会代表理事）

（次回は30日付）

